

宗教法人格の不正利用対策に係る検討会議（第２回）
議事次第

１ 日 時 令和８年７月３１日（金）１５：００～１７：００

２ 場 所 文部科学省 東館３階３Ｆ１特別会議室及びオンライン

３ 議 題

- （１）宗教法人格の不正利用対策の基本的な方向性（骨子案）について
- （２）今後の普及啓発方策について
- （３）実態調査の進捗状況について
- （４）委員間の意見交換
- （５）その他

４ 資 料

- 資料１－１ 宗教法人格の不正利用対策の基本的な方向性（骨子案）の概要
- 資料１－２ 宗教法人格の不正利用対策の基本的な方向性（骨子案）
- 資料２ 宗教法人格の不正利用対策のための主な普及啓発について（案）
- 資料３ 宗教法人格の不正利用に関する実態把握調査の進捗状況
- 資料４ 一般社団法人 M&A 支援機関協会における取組について
- 資料５ 令和７年「不活動宗教法人の状況等に関する調査」結果
- 資料６ 「宗教法人格の不正利用対策に係る検討会議」開催要項

宗教法人格の不正利用対策の基本的な方向性（骨子案）の概要

資料1-1

第2回宗教法人格の不正利用対策に係る検討会議（令和8年7月31日）

文化庁では、宗教活動の偽装による宗教法人格の不正利用への対策を推進するため、都道府県、宗教関係者、関係省庁（財務省、法務省、国税庁、警察庁）等からなる検討会議（4月～）において、並行して実施する実態調査の結果を踏まえつつ、都道府県向けのガイドラインの検討を進めており、今般、その骨子案をまとめた。年内を目途にガイドラインを策定し、公表予定。

【課題】

【方向性】

1. 実態把握の強化

不正利用の疑いを持つ契機となる事象の整理がなく、実態把握が進まない

法人の同一性・継続性に疑義があるような代表役員の変更など、**不正利用の疑いを持つ事象について、文化庁の調査結果を踏まえ整理**

不正利用に関する通報窓口がない

文化庁において、**宗教法人格の不正利用に関する情報提供・相談窓口を設置し、都道府県や関係行政機関（警察・税務当局等）に情報共有**

登記のみで完了する宗教法人の動きは把握が困難

文化庁が、登記の変更やそれに絡む様々な外形的な情報を一元的に収集し、都道府県に「**アラートレポート**」として定期的に共有

2. 関係行政機関との連携

所轄庁（文化庁・都道府県）には、一般的な監督命令権・調査権がなく、宗教法人が犯罪に悪用される事案に対応するための体制を構築することが不可欠

管内の宗教法人格の不正利用を巡る情勢について、**警察本部・税務当局その他各種の関係機関と情報共有や意見交換を実施**

不正利用が疑われる宗教法人について、警察・検察又は税務当局から**法令に基づく書面による情報提供依頼があった場合には、依頼に応じて所轄庁が有する情報を提供**

3. 等の解散命令請求の実施

解散命令請求事由のひとつである「宗教団体の目的を著しく逸脱した行為」の基準がなく、明らかな不正利用でも解散命令請求が困難

不正利用の疑いを持った場合、「**宗教法人格の不正利用に係る外形的な判断基準**」（文化庁の調査結果を踏まえて整理）への当てはめを行い、解散命令事由に該当するおそれがあるものとして、報告徴収・質問を行い、解散命令請求を検討

宗教法人の業務承継についての支援策が不足

法人の同一性・継続性を維持したうえで、**業務を承継する場合の手続や留意点等について、文化庁において整理**

宗教法人格の不正利用対策の基本的な方向性（骨子案）

- ✓ 本案は、宗教法人格の不正利用対策の基本的な方向性について、4つの観点（所轄庁による実態把握の強化、所轄庁と関係行政機関の連携の在り方、円滑な解散命令請求の実施、国による支援）から整理したものであり、今後、更に検討を進める。
- ✓ 本検討会議で取りまとめた内容については、「不活動宗教法人対策マニュアル（改訂）（令和5年12月）」の内容と併せて、年内を目途に、所轄庁向けの新たなガイドラインとして策定する。

1. 所轄庁による実態把握の強化

（1）課題

- 所轄庁が宗教法人格の不正利用の疑いを持つ契機となる事象の整理が必要。
- 単立宗教法人は相対的に不正利用のリスクが高度。
- 被包括宗教法人を包括する団体の協力が必要。
- 代表役員の変更等の登記事項の適時の把握が重要。

（2）方向性

- 法人の同一性・継続性に疑義があるような代表役員の変更や、不活動宗教法人の規則の開示請求など、不正利用の疑いを持つ場合の事象について、文化庁が実施するアンケート調査・事例調査の結果を踏まえ整理。
- 文化庁において、宗教法人格の不正利用に関する情報提供・相談窓口を設置し、必要に応じ、所轄庁（都道府県）や関係行政機関に情報を共有。
- 不活動宗教法人のうち、特に単立宗教法人について、必要に応じ、所轄庁による計画的・定期的な現地調査や関係者へのヒアリングを実施。
- 被包括宗教法人から、包括団体を離脱して単立宗教法人となるための規則の変更申請があった際、特に当該法人の目的や事業の変更等がある場合には、包括団体の協力を得ながら、法人の同一性・継続性の確認をするなど、所轄庁は離脱に係る事実関係を確認。
- 事務所の移転又は吸収合併に伴い所轄庁が変更となる規則変更の認証事務においては、必要に応じ、変更後の所轄庁から変更前の所轄庁に連絡し、規則変更に係る事実関係を確認。
- 文化庁は、登記の変更やそれに絡む様々な外形的な情報を一元的に収集し、所轄庁（都道府県）に「アラートレポート」として定期的に共有するための取組を推進。

2. 所轄庁と関係行政機関の連携

(1) 課題

- 宗教法人が脱税やマネー・ローンダリングの隠れ蓑として用いられている実態があるとすれば、由々しき事態。
- このため、所轄庁と関係行政機関が連携して、宗教法人が悪用される事案に対応するための体制を構築することが不可欠。

(2) 方向性

- 所轄庁において、管内の宗教法人格の不正利用を巡る情勢について、信教の自由及び情報の適正な管理に配慮しながら、管内の警察本部及び税務当局その他各種の関係機関と情報共有や意見交換を行うための体制を整備。
- 所轄庁に対し、警察、検察又は税務当局から不正利用が疑われる宗教法人として、書面による情報提供依頼（刑事訴訟法第 197 条第 2 項に基づく照会及び国税通則法第 74 条の 12 第 1 項の規定に基づく協力の要請）があった場合には、それに応じて当該宗教法人について情報を提供。
- 所轄庁において、宗教法人についての犯罪行為又はその疑いがあると判断せざるを得ないような場合（※）には、法律上の義務に基づく告発を含め、管内の警察本部の窓口に対応を相談。

※ 資料等の合理的根拠に基づいて嫌疑が存在すると判断される場合をいう。なお、告発に当たっては、告発しようとする犯罪事実が特定しうる程度に明示されていれば足り、必ずしも犯人の特定までは必要ないことに留意。

3. 円滑な解散命令請求等の実施

(1) 課題

- 宗教法人による法令違反が解散命令事由になりうることは明らかであるが、それに至らないような法人格の不正利用が疑われる事案は、直ちに不正と判断することが困難。
- 宗教活動の偽装を防止するため、その判定方法について議論を重ねることが有益。
- 全国的に宗教法人の業務承継が難しい状況。

(2) 方向性

- 所轄庁は、実態把握を通じ、宗教法人格の不正利用の疑いを持った場合には、「宗教法人格の不正利用に係る外形的な判断基準」（文化庁が実施するアンケート調査・事例調査の結果を踏まえ整理）への当てはめを行い、宗教法人法第 81 条第 1 項第 2 号に規定する「宗教団体の目的を著しく逸脱した行為」に該当するおそれがあるものとして、報告徴収・質問権を行使のうえ、その結果を踏まえ、解散命令請求を検討。

- その際、所轄庁において、宗教法人の犯罪行為又はその疑いがあると判断せざるを得ないような場合には、法律上の義務に基づく告発を含め、管内の警察本部の窓口に対応を相談。
- 所轄庁は、先行事例（包括団体によるものを含む）を参考にしつつ、活動再開、吸収合併又は任意解散を促すほか、文化庁において、不活動状態に至る前に、法人の同一性・継続性を維持した上で業務を承継する場合の手続や留意点等について整理。
- 包括団体等の利害関係者においても、活動再開、吸収合併、任意解散又は解散命令請求を自主的に行いやすくするため、文化庁において普及啓発資料を作成し、関係者へ周知。

4. 国による支援

（１）課題

- 不正利用対策を進めるうえで、所轄庁（都道府県）の人員・予算の確保や普及啓発の充実が重要。
- 所轄庁（都道府県）に対し、脱税やマネー・ローンダリングに関する専門知識の提供や、解散命令請求に係る情報提供、個別相談などの支援が必要。

（２）方向性

- 文化庁において、「不活動宗教法人対策推進事業」に係る経費をはじめ、今般の不正利用対策のために必要な経費を確保。
- 文化庁において、所轄庁（都道府県）の事務担当者向けの研修会等を通じて、必要な支援を実施。

宗教法人格の不正利用対策のための主な普及啓発について（案）

宗教法人格の不正利用に関して、社会全体への周知・注意喚起とともに、特に宗教法人及び宗教法人の管理運営に携わる関係団体等を対象として正しい理解を促すことを目的として実施。

（１）普及啓発用ポスターの制作・配布

宗教法人格の不正利用のリスク及びその対策に関する社会全体の正しい理解の浸透を目的として、訴求力を高めるためのキャラクターや著名人などを起用したポスターを作成。

内 容：宗教活動を目的としない第三者による宗教法人格の取得は、不正利用の恐れがあること、宗教法人の不正利用に実際に見聞きした場合には関係機関に情報提供してほしいことについて発信。

配布時期：令和 8 年 1 2 月頃～

配 布 先：都道府県、関係行政機関、宗教関係団体、士業関係団体、M&A 関係者、不動産取引関係者、関係府省庁 等
これらに加え、例えば公共交通機関等の関係施設に掲示し、衆人の目に触れる機会の創出を検討

※宗教法人向けのリーフレット(別添)も作成、各種研修会等で配布予定

（２）SNS や YouTube 掲載用ショート動画の作成・発信

社会全体への周知・注意喚起を目的として、訴求力を高めるためのキャラクターや著名人などを起用したショート動画を作成。

内 容：宗教活動を目的としない第三者による宗教法人格の取得は、脱税やマネー・ローンダリング等の犯罪行為に悪用される恐れがあること、また、そのような意図がある取引に関係をもった者は、刑事上、民事上の処罰の対象になる可能性があることについて社会一般に発信。

発信時期：令和 8 年 1 2 月頃～

展開場所：文化庁のウェブサイト、文化庁公式 YouTube チャンネル、文化庁公式 Instagram 等
(Google 広告、YouTube 動画広告等の活用を検討)

（３）不正利用に関するシンポジウムの開催

宗教法人格の不正利用に係る所轄庁向けのガイドライン及び不正利用に係る普及啓発を目的としつつ、現状についての実態把握の一環としても開催。

目 的：不正利用対策に関する今後の施策の方向性について所轄庁及び宗教法人関係者への共有、不正利用の実態についての意見交換等の実施。

開催時期：令和 9 年 1 月頃

参 加 者：都道府県、関係行政機関、宗教関係団体、士業関係団体 等
開催場所：東京・関西 2 か所、オンライン併用

宗教法人向けリーフレット（構成案）

1. 総説

※問題背景、対応の必要性など

2. 適正な宗教法人の管理運営に向けた宗教法人制度の理解

※宗教法人制度の趣旨、規則変更や登記・届出、収支計算書等の事務所備付け書類の作成・管理・提出などの法人管理運営や各種手続の方法など

3. 宗教法人格の不正利用の実態

※「宗教法人格の不正利用に係る外形的な判断基準」や、いわゆるブローカーの特徴、売買の手口の紹介、売買に関与することの危険性の周知など

4. 所轄庁への相談

※文化庁の情報提供窓口の活用も含め、不正利用の疑いがある事案に遭遇・把握した場合の情報提供・相談先の整理・対応など

宗教法人格の不正利用に関する 実態把握調査の進捗状況

「宗教法人の売買に関するアンケート調査」の結果概要（中間報告）

調査概要

調査対象法人：18,000法人（全宗教法人の約1割程度）※単立宗教法人はすべて、被包括宗教法人については抽出

調査期間・回収率：令和8年4月～、51.9%（令和8年7月31日現在）

※以下「宗教法人の売買」とは、宗教活動を目的としない第三者が、金銭等の利益を得ることにより宗教法人の代表役員の地位等を得る行為を指す。

結果概要

1. 宗教法人の売買に関する認知度

宗教法人が売買されているということを、テレビの報道を含め聞いたことがある法人が**63.4%**、ない法人が**36.6%**

（単立法人では**40.7%**、被包括法人では**34.1%**が聞いたことがないと回答）

➡ **知らない層が相当数あり 一層の普及啓発が必要**

2. 自身又は他の法人がアプローチを受けた事例

自身が第三者による売買・運営支援等のアプローチを受けたとして**277件**の事例が報告

➡回収率、対象法人数、単立・被包括別の%で割り戻すと、**4000弱（2～3%）の事例がある可能性**

他の法人が第三者による売買・運営支援等のアプローチを受けたと聞いたことがあるものは**303件**の事例が報告

3. 宗教法人の購入希望者

自身又は他の法人が第三者による売買のアプローチを受けた場合において、**実際に購入を希望している人物**について、不明が**57.4%**、日本人が**33.3%**、日本人以外が**9.2%**

➡ **多くはブローカー経由か。**

日本人以外を含めた普及啓発も必要

4. 自身が売買のアプローチを受けた事例の分析

① 単立法人・被包括法人別の状況

単立 **2.6%**

被包括 **0.9%**

単立法人は、被包括法人より宗教法人の売買について知らない割合がやや高い一方（1. 参照）、売買のアプローチを受けた割合はやや高い

➡ **情報の不足・体制の脆弱さにより、リスクが高い**

② 地域別の状況

都市部 **1.8%**

その他の地域 **1.9%**

第三者による売買のアプローチの有無については、大きな差はない

➡ **全国的な課題として対応が必要**

※ 東京都、愛知県、大阪府、福岡県を「都市部」とした場合

※ 文部科学大臣所轄の法人を除く

③ 宗派別の状況

神道系 **1.9%**

仏教系 **2.3%**

キリスト教系 **0.6%**

諸教 **1.1%**

他の宗派よりも仏教系の宗教法人に対して売買のアプローチがなされた割合がやや高いが、どの宗派においてもアプローチ有り

➡ **全ての宗教法人に起こり得る問題**

5. 宗教界の受け止め

不正利用対策（自由記述）では、

1 チェック、調査体制の強化を求める意見（**258件**）

2 宗教法人側の心構え、対策等（**133件**）が上位2つ

➡ **宗教界自身も、不正利用については厳しい姿勢で臨むことを期待**

「宗教法人の売買に関するインターネット調査」について（中間報告）

調査概要

- ◆調査対象：日本語、英語、中国語のウェブサイト
- ◆調査範囲：インターネット上のHP、SNS等
- ◆調査期間：令和8年4月～7月 ※以下の物件情報は同年7月15日現在
※ アーカイブサービスを利用し、過去の掲載内容も可能な範囲で確認。



結果概要

日本語売買サイト【24件】

- ① 宗教法人専門の売買等を扱う業者 13件
- ② 企業M&Aの仲介や不動産を扱う業者 11件

※ ホームページ22件、配信サイト5件及びSNS3件
(同業者による重複含む)

■ 売買に関する掲載情報

【売出し件数：324件】

- 少なくとも210件に「単立」の記載。
- 「檀家なし」等、不活動法人と思われる記載がある物件を含む。
- 土地建物価格とは別に、法人格に価格設定あり。
- 売出し価格は数千万～数億円程度が多くみられる（最終的な成約価格は不明。）。
- 一般的なM&Aの仲介又は不動産売買に関する情報の一つとして記載する例も。

【買い求め件数：28件】

- 8件は「単立」を希望との記載。

■ 販売業者の特徴

- 宗教法人専門の売買等を扱う業者の多くは住所・連絡先を明らかにしていない。
- サイトの記述から不正利用の恐れを認識しながら販売していると思われるケースもある。
- 士業関係者が名前を出して運営しているケースもある。
- 多くが少子高齢化などを理由に「後継者不足」「運営の難しさ」を謳っている。

外国語売買サイト【16件】

【中国語SNS：13件】

- 売出し物件81件中、27件に「単立」等の記載あり。
- 購入後の用途として「ゲストハウス」等の記載のほか、文化財・不動産の投資情報としての掲載もみられる。

【英語ホームページ：3件】

- 2件は日本語サイトを運営する業者による英語版サイト。
- 残る1件は日本の不動産を扱う業者によるサイト。

- ◆ 単立法人であることは、宗教法人格の売買においてアピール材料と認識されており、リスクが高い。
- ◆ 上記のサイト運営者に対しては、文化庁から連絡を取り、法人格の不正利用を助長するような取引を行うことのないよう行政指導を行った。今後、売主側となってしまう宗教法人関係者を含めて、注意喚起を図ることが重要。

宗教法人の売買に関する情報提供・相談窓口について

情報提供窓口

令和8年4月～12月に文化庁ホームページにフォームを開設。
宗教法人格の売買に類似した行為に関する情報を受け付ける。

受領した情報提供の概要（令和8年7月31日時点）

件数：12件

情報提供者の属性：宗教法人関係者、不正利用の協力を求められ断った者、
檀家、匿名希望等

情報提供の内容：

宗教法人の売買に関する
情報提供窓口

●脱税に関するもの

- ・脱税に使用することを黙認した仲介活動を行っている会社がある
- ・投資運用益や不動産取得税の非課税を目的に法人格を購入している会社がある
- ・SNSで脱税を目的に日本の寺院売買を外国人に持ち掛けている会社がある

●納骨堂ビジネスに関するもの

- ・単立化し、民間企業の納骨堂ビジネスに名義貸しをしている
- ・民間企業が不活動法人を買収し、民間企業の幹部が代表役員となり、元の宗派と異なる宗派で納骨堂を経営している

●その他

- ・住職が全く違う宗教に鞍替えし、そちらにお布施を資金移動させており、檀家ともめている
- ・宗教法人格を売却して借金を返済しようとしていると聞いた
- ・外国人から法人を買取りたいがいい寺はないかと聞かれた
- ・現在売買しようとは思っていないが、不動産の処分が滞り、解散手続きが難航。解散手続きが現実的に可能でないと、今後、売る人が増えるのではないかと懸念

相談窓口

令和8年7月～10月に文化庁ホームページにフォームを開設。

宗教法人の売買に類似した行為に関して生じている問題やトラブルについて、弁護士等がアドバイスを行う。

- 原則10日以内にメールで回答
- 相談内容は、今後の施策検討や宗教法人向けのFAQに活用。

宗教法人の売買に関する
相談窓口

※具体的な権利行使（文書の作成、相手方との交渉、訴訟手続等）やそのための各種調査・証拠保全は相談の対象外。



一般社団法人M&A支援機関協会における取組について

1. 協会概要

■位置付け：

中小 M&A の適正な取引環境の整備と、M&A 支援機関の質・倫理の向上に取り組む業界自主規制団体。

■設立経緯：

経営者の高齢化や後継者不在を背景に中小企業で M&A の活用が増加する中、中小企業庁が推進する「中小 M&A 推進計画」に基づき 2021 年に自主規制団体として設立。2025 年には、仲介会社に加えて金融機関や FA 等も参加できる組織とするため、「M&A 支援機関協会」へ名称変更。

■目的：

M&A 支援機関の健全な発達を図り、もって日本経済の発展と維持に寄与すること。

■会員数：

261 社（2026 年 6 月 16 日時点）

幹事会員：3 社（日本 M&A センター、ストライク、M&A キャピタルパートナーズ）

正会員（支援機関）：211 社、正会員（金融）：23 社、賛助会員：24 社

※現在の代表理事は、三宅卓（日本 M&A センター 代表取締役会長）

※会員企業による年間 M&A 成約件数は、約 3,700 件（2024 年度実績）

2. 主な活動

自主規制ルール	広告・営業、コンプライアンス、契約重要事項説明に関する規程を策定し、制度・市場環境の変化に応じて随時改定。違反時の措置を定めたエンフォースメント規程も整備。
市場環境の整備	不適切な買い手情報を共有する「特定事業者リスト」の運用、サンプル契約の公表、苦情相談窓口の運営。
人材育成 ・情報発信	M&A 実務・コンプライアンス等に関する研修を実施し、代表理事名の月次レター等により会員へ注意喚起・情報提供。
行政等との連携	中小企業庁をはじめとする関係行政機関等と連携し、業界課題に応じた制度・運用の見直しを実施。

3. 宗教法人格の不正利用防止に向けた取組

- ・倫理規定及び業界自主規制ルール 3 規程（コンプライアンス規程、広告・営業規程、契約重要事項説明規程）を 2023 年度より策定し、時代に応じて適宜改定を実施（過去 4 回改訂）しているところ。
- ・2025 年度より、宗教法人の売買に類似した行為に関して協会として問題意識を持ち、同年 11 月 19 日には文化庁宗務課長より、「宗教法人の売買に類似した取引による違法行為の助長防止に係る周知及び注意喚起について（事務連絡）」を発出。
- ・事務連絡を受け、会員に対し、「宗教法人の M&A の広告や提案は行わない、仲介や FA を行わない」旨の周知及び注意喚起を行い、宗教法人の売買の記事を掲げていた会員に対しては協会が個別に注意も実施。
- ・一方、協会内部や世論から、宗教法人格の不正利用対策に関して強制力のあるルール化を求める声もあり、今般、自主規制ルールのコンプライアンス規程として、宗教法人格の売買に関する規程を創設。

2026 年 6 月 18 日

文化庁宗務課 御中

一般社団法人 M&A 支援機関協会
代 表 理 事 三 宅 卓

自主規制ルール改訂のご報告

当協会では、宗教法人格の違法な売買によるマネロン・脱税等を防止するため、2026 年 6 月 16 日付理事会決議により、自主規制ルール（コンプライアンス規程）を下記の通り改訂いたしました。

協会は今後とも、この問題の解決と適正な M&A の普及のために尽力していくつもりです。

記

コンプライアンス規程改訂

第八条（反社会的勢力との関係遮断等）

- 1 会員は、反社会的勢力に対し毅然とした態度で臨み、反社会的勢力との間で取引・関係性を疑われる行為をせず、その他一切の関係を持つてはならない。
- 2 会員は、案件受託・仲介契約・アドバイザー契約・その他新規の取引先との契約締結に際し、当該新規取引先が反社会的勢力等でないか、又はマネーロンダリング・脱税等（以下、「マネロン等」という。）を実施していないかについて慎重に調査するとともに、その他汚職又は利益供与といった行為を働いていないか確認し、適切な受託審査を行わなければならない。なお、会員は、マネロン等を防止するため、特定の法人の売買に関与する場合には、附則の規定に従うものとする。

附則（2026 年 6 月 16 日理事会決議）

- 1 会員は、第三者に宗教法人の法人格を取得させ、宗教活動以外の目的で法人格を利用する事態を生ぜしめるなどの、脱法的な広告・営業・コンサル等を行ってはならず、かかる法人の支配権移転に関与する場合には以下の規定に従うものとする。

- 2 会員は、宗教法人の支配権移転に関与する可能性がある場合には、事前に文化庁宗務課に相談しなければならない。
- 3 会員は、マネロン等の宗教法人格の不正な取引が明らかに疑われる依頼や相談等を受けた場合には、文化庁宗務課に報告しなければならない。
- 4 協会は、会員が第 1 項に関する広告・営業を行っているおそれがあると認め得る場合には、当該会員に対して必要な報告を求めることができる。
- 5 協会と文化庁宗務課は、本附則の定めに関する事項について、必要に応じて、情報共有を行うものとする。

以上

令和 8 年 7 月 2 9 日

令和 7 年「不活動宗教法人の状況等に関する調査」結果を公表します

文化庁では、文部科学大臣及び都道府県知事が所轄庁である宗教法人における不活動宗教法人（宗教活動は行っていないが、法人格のみ存在していると推定される法人）の状況等について調査を実施しています。

令和 7 年調査について取りまとめましたので公表します。

1. 調査の概要

(1) 調査目的

不活動宗教法人の状況等を把握し、今後の対策の検討・推進に資するための基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 調査対象

文部科学大臣及び都道府県知事が所轄庁である宗教法人

(3) 調査基準日

令和 7 年 1 2 月 3 1 日現在

(4) 主な調査内容

- ・ 不活動宗教法人数
- ・ 不活動宗教法人数の増減（令和 7 年 1 月 1 日～1 2 月 3 1 日）

2. 調査結果の概要

令和 7 年 1 2 月 3 1 日現在において、5, 2 8 6 法人が不活動宗教法人として確認された。令和 6 年 1 2 月 3 1 日時点と比較して、2 6 7 法人増加している。

3. 添付資料

- 令和 7 年「不活動宗教法人の状況等に関する調査」結果（概要）【別添 1】
- 令和 7 年 不活動宗教法人数【別添 2】
- 令和 7 年 不活動宗教法人数の増減（令和 7 年 1 月 1 日～12 月 31 日）【別添 3】
- 宗務行政の適正な遂行について（通知）【参考 1】
- 不活動宗教法人対策推進事業（補助事業）【参考 2】

＜担当＞文化庁宗務課

課長 前田 幸宣

課長補佐 中島 充伸

専門職 高橋 康裕

電 話：03-5253-4111(代表)（内線 3013）

令和7年「不活動宗教法人の状況等に関する調査」結果(概要)

1. 不活動宗教法人数（令和7年12月31日現在）

5,286法人（対前年267法人増）

■ 過去5年間の推移

所轄庁 \ 年	令和3年末	令和4年末	令和5年末	令和6年末	令和7年末
文部科学大臣（A）	4	4	16	10	9
都道府県知事（B）	3,344	3,325	4,415	5,009	5,277
計（A+B）	3,348	3,329	4,431	5,019	5,286
増減数（C-D）	△ 50	△ 19	1,102	588	267
増加数（C）	34	45	1,218	811	670
減少数（D）	84	64	116	223	403

【法人種別内訳】

- ①包括宗教法人
5法人（0.1%）
②被包括宗教法人
4,754法人（89.9%）
③単立宗教法人
527法人（10.0%）

2. 不活動宗教法人の対策（整理）の内訳（令和7年1月1日～12月31日）

■ 過去3年間の推移

内訳 \ 年	解散命令	任意解散	合併	その他（※）	計
令和5年	8	17	14	77	116
令和6年	21	16	16	170	223
令和7年	90	20	10	283	403

※「その他」には、活動再開、所轄庁における調査等により不活動宗教法人でなかったもの等が含まれる。

不活動宗教法人の対策(把握・整理)の進捗状況について

- 「宗務行政の適正な遂行について(通知)」(参考1)において、新たに「不活動宗教法人の判断に関する基準」を定めたことや、「不活動宗教法人対策推進事業(補助事業)」(参考2)の活用等により、令和5年以降、都道府県(所轄庁)における不活動宗教法人の対策(把握・整理)が進んでいる。
- 令和7年には、新たに670法人が不活動宗教法人として把握されたが、その数は、令和5年をピークに減少傾向にあり、また、不活動宗教法人の整理の数は、令和7年には、新たに403法人と増加傾向にあることから、対策は着実に進展している。特に、不活動宗教法人の解散命令は前年比4.3倍となっている。
- 都道府県(所轄庁)によっては、不活動宗教法人の把握・整理の取組状況の進捗に差が見られることから、文化庁としては、取組が不十分な都道府県(所轄庁)に対し、補助事業の積極的な活用を促す。

令和 7 年 不活動宗教法人数

令和7年12月31日現在

所轄庁	総数 (①+②+③)	①包括宗教法人	②被包括宗教法人	③単立宗教法人
文部科学大臣 (A)	9	3	3	3
都道府県知事 (B)	5, 277	2	4, 751	524
北海道	152	0	119	33
青森県	7	0	6	1
岩手県	41	0	37	4
宮城県	19	0	15	4
秋田県	26	0	22	4
山形県	58	0	53	5
福島県	85	0	75	10
茨城県	45	0	32	13
栃木県	44	1	40	3
群馬県	53	0	47	6
埼玉県	43	0	37	6
千葉県	304	0	286	18
東京都	107	0	80	27
神奈川県	32	0	27	5
新潟県	347	0	330	17
富山県	155	0	152	3
石川県	67	0	58	9
福井県	151	0	140	11
山梨県	82	0	79	3
長野県	205	0	195	10
岐阜県	340	0	304	36
静岡県	129	0	114	15
愛知県	199	0	183	16
三重県	98	0	83	15
滋賀県	67	0	57	10
京都府	82	0	74	8
大阪府	369	0	322	47
兵庫県	192	0	186	6
奈良県	96	0	92	4
和歌山県	41	0	38	3
鳥取県	6	0	6	0
島根県	109	0	99	10
岡山県	107	0	94	13
広島県	301	0	266	35
山口県	86	0	79	7
徳島県	105	0	104	1
香川県	70	0	58	12
愛媛県	134	0	118	16
高知県	103	0	96	7
福岡県	194	1	170	23
佐賀県	76	0	74	2
長崎県	80	0	68	12
熊本県	114	0	102	12
大分県	62	0	53	9
宮崎県	24	0	19	5
鹿児島県	60	0	54	6
沖縄県	10	0	8	2
合計 (A + B)	5, 286	5	4, 754	527

令和7年 不活動宗教法人数の増減（令和7年1月1日～12月31日）

所轄庁	総数		増減	減少数	内 訳				増加数
	令和6年12月 末日時点					解散命令	任意解散	合併	
文部科学大臣（Ａ）	9	10	△ 1	5	0	0	0	5	4
都道府県知事（Ｂ）	5, 277	5, 009	268	398	90	20	10	278	666
北海道	152	167	△ 15	33	3	1	0	29	18
青森県	7	6	1	0	0	0	0	0	1
岩手県	41	42	△ 1	1	0	1	0	0	0
宮城県	19	18	1	1	1	0	0	0	2
秋田県	26	26	0	0	0	0	0	0	0
山形県	58	58	0	1	1	0	0	0	1
福島県	85	108	△ 23	31	16	0	0	15	8
茨城県	45	45	0	0	0	0	0	0	0
栃木県	44	44	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	53	39	14	5	1	0	0	4	19
埼玉県	43	33	10	0	0	0	0	0	10
千葉県	304	223	81	4	0	0	1	3	85
東京都	107	112	△ 5	6	2	1	0	3	1
神奈川県	32	32	0	2	1	0	1	0	2
新潟県	347	360	△ 13	29	5	2	0	22	16
富山県	155	162	△ 7	7	0	2	1	4	0
石川県	67	67	0	0	0	0	0	0	0
福井県	151	25	126	0	0	0	0	0	126
山梨県	82	95	△ 13	13	13	0	0	0	0
長野県	205	196	9	4	0	0	0	4	13
岐阜県	340	367	△ 27	64	14	0	0	50	37
静岡県	129	86	43	5	0	1	1	3	48
愛知県	199	108	91	4	2	2	0	0	95
三重県	98	35	63	0	0	0	0	0	63
滋賀県	67	72	△ 5	15	0	2	1	12	10
京都府	82	83	△ 1	1	1	0	0	0	0
大阪府	369	367	2	11	4	3	0	4	13
兵庫県	192	198	△ 6	13	0	0	0	13	7
奈良県	96	112	△ 16	18	2	0	1	15	2
和歌山県	41	41	0	3	0	0	0	3	3
鳥取県	6	4	2	1	0	0	0	1	3
島根県	109	106	3	3	0	0	0	3	6
岡山県	107	128	△ 21	54	0	0	0	54	33
広島県	301	302	△ 1	2	0	0	0	2	1
山口県	86	80	6	2	0	0	1	1	8
徳島県	105	106	△ 1	1	0	0	0	1	0
香川県	70	77	△ 7	7	6	0	0	1	0
愛媛県	134	136	△ 2	3	2	0	0	1	1
高知県	103	104	△ 1	1	0	0	1	0	0
福岡県	194	197	△ 3	12	5	3	0	4	9
佐賀県	76	85	△ 9	9	3	2	2	2	0
長崎県	80	78	2	0	0	0	0	0	2
熊本県	114	138	△ 24	26	5	0	0	21	2
大分県	62	64	△ 2	3	3	0	0	0	1
宮崎県	24	24	0	1	0	0	0	1	1
鹿児島県	60	48	12	0	0	0	0	0	12
沖縄県	10	5	5	2	0	0	0	2	7
合計（Ａ＋Ｂ）	5, 286	5, 019	267	403	90	20	10	283	670

※ 「その他」には、活動再開、所轄庁における調査等により不活動宗教法人でなかったもの等が含まれる。

4 文 宗 務 9 0 号
令和 5 年 3 月 3 1 日

各都道府県宗教法人事務担当課長 殿

文化庁宗務課長

石 崎 宏 明

宗務行政の適正な遂行について（通知）

各都道府県の宗教法人関連事務の御担当部局（以下「各都道府県宗教法人事務担当課」という。）におかれては、日頃より宗教法人に関する事務の適正な実施に努めていただいております。改めて感謝申し上げます。

今般、宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 25 条第 4 項に定められる事務所備付け書類の提出の督促及び未提出時の過料手続の実施や、不活動宗教法人対策の徹底など、宗教法人に関する事務の適正な遂行について、国会において議論がなされ、内閣総理大臣及び文部科学大臣から、宗教法人法の確実な適用の必要性等に関する答弁がありました。

このような状況を踏まえ、宗教法人法に基づく事務の適正な遂行に向けて、改めて、取組を徹底する必要があると判断し、今般、文化庁において当該事務の遂行に当たり御留意いただきたい事項を整理しました。

まず、宗教法人法第 25 条第 4 項により、宗教法人は、毎会計年度終了後 4 か月以内に、当該法人の事務所に備え付けられた書類の写しを所轄庁に提出しなければならないこととされております。

この事務所備付け書類の提出制度は、所轄庁において、宗教法人の管理運営に関する実態の把握を継続的に可能にすることを目的として、平成 7 年の宗教法人法の改正に際して創設された重要な仕組みであり、その趣旨を踏まえれば、現に活動している全ての宗教法人から、必要な書類の提出が適切になされることが求められます。

このため、文化庁では、「宗教法人からの書類の写しの提出に関する留意事項について」（平成 10 年 3 月 3 日付け 10 文宗第 12 号文化庁文化庁宗務課長通知。以下「平成 10 年通知」という。）を各都道府県宗教法人事務担当課宛てにお示しし、提出された事務所備付け書類の確認や、当該書類の提出がない場合の督促及び過料の手続について、適正な対応を要請しているところですが、各都道府県宗教法人事務担当課において、改めてその重要性を認識いただくことが必要であると考えます。

また、いわゆる不活動宗教法人については、これを放置した場合、第三者により法人格が不正に取得され、脱税や営利目的の行為に悪用される等の問題につながるおそれがあることから、各所轄庁の責務として、不活動宗教法人の実態を把握し、速やかに整理を進めることが求められています。

令和3年末時点において、文部科学大臣及び都道府県知事が所轄庁である宗教法人のうち、3,348の法人が不活動宗教法人として確認されているところ、これらの法人について、それぞれの状況に応じて、活動再開を促すことや、合併若しくは任意解散の進めること、所轄庁において裁判所に解散命令を請求することなどによって整理する必要があることは、これまでも各都道府県宗教法人事務担当課に対する研修・会議等の場において周知してきたとおりです。これに加えて、既に不活動宗教法人として確認されたもの以外の法人について、不活動の疑いが生じている場合は、宗教法人の自主性・主体性に配慮しつつも、その実態を確実に把握し、整理等の対応を迅速に進めることが必要と考えられます。

この点、これまで、不活動宗教法人の判断に関する明示的な基準が存在しなかったことや、整理の対象たるべき宗教法人の状況や意向を確認するにとどまり、整理に至らない例が多くみられてきたこと等を顧みると、今後、一層円滑に不活動宗教法人の把握・整理を進めるための基準等を示すことが、効果的な不活動宗教法人対策の推進に資するものと考えられます。

このような趣旨にかんがみ、下記のとおり取組を進める上での留意点を整理しましたので、各都道府県宗教法人事務担当課におかれては、これらを踏まえて、宗教法人の義務である事務所備付け書類の提出の徹底を図るため、その督促及び未提出時の過料手続を確実に実施することや、不活動が疑われる宗教法人に対しては、その把握及び対応をこれまで以上に迅速に行うこと等について、遺漏なく御対応いただくようお願いします。

なお、本件通知の内容及び趣旨については、今後、各都道府県宗教法人事務担当課を対象に文化庁が実施する研修会等の場において、改めて説明することを予定しているほか、文化庁においては、文部科学大臣所轄宗教法人に対しても、この趣旨を周知することとしており、当該周知内容については、別途各都道府県宗教法人事務担当課にお知らせします。

また、本件通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 事務所備付け書類の提出の徹底について

事務所備付け書類の提出に係る事務については、平成10年通知の内容を改めて確認するとともに、特に以下の点に留意の上、宗教法人法の確実な適用にお取り組み願いたい。

（1）提出された事務所備付け書類の確認及び督促の確実な実施

- ・ 宗教法人法に定める事務所備付け書類の提出期限（毎会計年度終了後4か月以内）を

徒過しても、当該書類の提出が確認できない場合は、当該法人及びその代表役員等に対して督促状を確実に送付し、当該書類の提出を求めること。

- ・ この際、平成 10 年通知にあつては、事務所備付け書類の提出期限から督促状の送付を行うまでの期間は、少なくとも 2 か月を置くこととされているが、当該 2 か月の期間を経過した後は、実務上の合理性も考慮した上で、可能な限り速やかに督促を行うこと。

また、当該 2 か月の期間において、實際上法人に連絡を試みるなどして書類の提出を促すことは差し支えないこと（文化庁においては、当該期間に事務連絡の形式によって法人に提出を促すこととしている。）。

- ・ 書類が未提出である法人及びその代表役員等に対して発出した督促状が不達となるなど、その所在地及び住所地における実在が明らかでなく、所轄庁の保有するその他の情報（電話番号等）を活用してもなお連絡ができない場合には、2. に示すとおり、当該法人を不活動宗教法人として取り扱うこと。

また、ある年において事務所備付け書類の提出がなく、過料事件通知書の対象となった宗教法人から、その翌年においても期限までに提出がなかった場合は、上記に従って督促を行い、なお提出がない場合は、2. に示すとおり、当該法人について不活動宗教法人として取り扱うこと。ただし、当該法人から、事務所備付け書類を提出しないことに関する明確な理由・意思の表示があった場合は、不活動宗教法人と判断するのではなく、事務所備付け書類の提出を怠ったものとして過料の手続を行い、それ以後の年度についても、継続して書類の提出を促すこと。

- ・ なお、宗教法人から提出された事務所備付け書類については、当該法人において所轄庁の変更がなされ、それらの書類の移管を行う必要が生じる可能性があることも念頭に、各都道府県において定められる文書の取扱いに関する規程に基づき、適切に保管・管理し、移管の必要が生じた場合には、変更後の所轄庁にすみやかに書類を引き継ぐこと（文化庁においては、事務所備付け書類の保存期間は 5 年間としている。）。

（２）過料手続の確実な実施

- ・ 上記 1.（１）に示すとおり、督促状を送付してもなお事務所備付け書類の提出がない法人に対しては、宗教法人法第 88 条第 5 号の規定に基づき、当該法人の代表役員等についての過料事件通知書を裁判所に対して送付すること（具体的な手順については平成 10 年通知及び「提出書類に関する留意事項について」（平成 11 年 3 月 30 日付け文宗務第 24 号文化庁文化部宗務課長通知）を参照すること。）。
- ・ この際、平成 10 年通知にあつては、法人に対する督促状の送付から裁判所に対する過料事件通知書の送付までの期間は、少なくとも 2 か月を置くこととされているが、当該 2 か月の期間を経過した後は、実務上の合理性も考慮した上で、可能な限り速やかに過料の手続を進めること。
- ・ 事務所備付け書類の提出期限が到来してから、上に掲げたような督促の手続等を経て、

最終的に当該法人について過料事件通知書を裁判所に対して送付する手続に着手するまでの期間は、最大でも1年間を目安とすること（この点、文化庁においては、たとえば、7月末日に事務所備付け書類の提出期限が到来する法人に対しては、同年の12月中に督促を行い、翌年の3月中に過料の手続に着手するといったスケジュールにより手続を実施しており、参考にされたいこと。）。

- ・ 2. に示すところによって不活動宗教法人と判断された法人については、過料の手続を執るのではなく、解散命令の請求等を通じてその整理を図ること。ただし、不活動宗教法人の整理の過程において、当該法人が不活動宗教法人に当たらない事情が明らかとなった場合は、その時点で改めて過料の手続を行うこと。

2. 不活動宗教法人の確実な把握及び整理の加速化について

不活動宗教法人の把握及びその整理の事務が迅速に遂行されるよう、各都道府県宗教法人事務担当課におかれては、以下に掲げる事項を踏まえて対策の徹底にお取り組み願いたい。

（1）不活動宗教法人の確実な把握

- ・ 所轄する宗教法人について、別紙に示す「不活動宗教法人の判断に関する基準」に該当するものがあるときは、これをただちに不活動宗教法人と判断し、必要に応じて活動実態を確認した上で、すみやかに整理の手続を開始すること。この際、不活動宗教法人であるおそれがある、又はその疑いがあるといった曖昧な位置づけをすることなく、基準に当たるものは遺漏なく不活動宗教法人と判断すること。
- ・ 上記の基準の適用に当たっては、事務所備付け書類の提出や規則変更の認証申請等の機会を有効に活用すること。
たとえば、提出された事務所備付け書類の確認に際しては、平成10年通知に示される確認事項を参照して、不活動宗教法人の判断に関する基準に該当する事実がないかについて判断すること。
- ・ なお、規則変更の認証について審査する際には、「宗教法人法に係る都道府県の法定受託事務に係る処理基準について」（平成16年2月19日付け15庁文第340号、文化庁次長通知）を参照し、規則の変更に関与する代表役員等が正当に選任された者であることについて疑義がある場合には、当該選任の手続を調査すること。同様に、目的の変更・主たる事務所の所在地の変更等の場合において、反社会的勢力が宗教法人に介入している疑いがあるなど当該法人の同一性に疑義がある場合には、宗教活動や礼拝の施設の現状、代表役員等の選任経過等について十分な調査を行うこと。この際、主たる事務所の所在地の変更等により、所轄庁の変更を伴う場合においては、当該変更前後の所轄庁の間において十分連携の上、事実関係を適切に確認すること。

（2）不活動宗教法人の整理の加速化

- ・ 今後、不活動宗教法人と判断したものについては、原則として、宗教法人法第81条

第1項第2号後段から第4号までに掲げる宗教法人の解散命令事由のいずれかに該当するかについて、事実関係を確認し、同事由のいずれかに該当すると認められた場合は、速やかに当該法人の主たる事務所の所在地を管轄する裁判所に解散命令を請求するための手続に着手すること。その際、事実関係の確認の過程において、当該法人が活動している事実や、その連絡先が確認できたものは、不活動宗教法人と判断することなく、当該法人から事務所備付け書類が提出されない場合は、提出の督促や過料の手続を実施すること。

- ・ ただし、その過程において、宗教法人側から、当該法人の状況（宗教活動の終了又は停止、境内建物の滅失、代表役員等の欠失）について申出及び説明があった場合や、他の宗教法人との合併や任意解散に向けた準備を進めているなど、法人の個別の事情について所轄庁として了知した場合には、当該法人の動向を注視するとともに、必要に応じて相談・助言を行うとともに、当該法人を包括する宗教団体があるときは、当該包括宗教団体との連携を促すなど適切に対応すること。その上で、法人の任意による整理が困難と判断した場合は、解散命令を請求するための手続を行うこと。
- ・ このほか、不活動宗教法人と判断した法人の整理の手順については、今後、その詳細を示す手引きを作成し、各都道府県宗教法人事務担当課宛て周知する予定であること。
- ・ 文部科学大臣所轄宗教法人のうちの不活動宗教法人についても、文化庁において速やかな整理を図ることとしており、これを確実に進めるため、具体的な整理計画の策定を予定しているところ、各都道府県宗教法人事務担当課におかれても、所轄する宗教法人の実情を踏まえて、計画的に整理を進めるよう留意いただきたいこと。
各都道府県における整理の状況等については、今後、文化庁への情報提供を依頼することがあること。

3. 各都道府県における事務の適正な遂行のための基盤整備について

上記にお示したような事項に留意しつつ、今後、宗教法人法に基づく関連事務の一層の適正化を図るためには、それらの事務に当たる体制の整備が必要であることから、各都道府県宗教法人事務担当課におかれては、組織・定員等の担当部局とも積極的に御調整いただき、必要な体制整備について配慮いただきたい。

また、不活動宗教法人の把握・整理等に係る財政面での支援として、文化庁においては、これまでも「不活動宗教法人対策推進事業」を実施してきたところ、令和5年度から、全ての都道府県において当該事業を活用いただけるよう、事業規模の充実を図ることとしている。この詳細については別途周知を行うこととしているが、各都道府県宗教法人事務担当課におかれては、当該事業を活用しつつ取組を計画されたい。

【本件担当】

文化庁宗務課

電話：03-5253-4111

E-mail：syuumu@mext.go.jp

不活動宗教法人の判断に関する基準

令和5年3月31日
文化庁宗務課

1. 宗教法人の各所轄庁においては、宗教法人制度の信頼性を維持し、その適正な機能を確保するためには、不活動宗教法人に対する徹底した対策が必要であることを十分に認識し、自ら所轄する宗教法人について、以下のいずれかの事由に該当する場合には、当該法人をただちに不活動宗教法人と判断し、速やかにその整理に着手すること。
 - ① 宗教法人から、宗教法人法第25条第4項に基づく事務所備付け書類の提出がなされなかった場合において、所轄庁が当該法人に対して督促を行う過程で、郵送した督促状等の書面が不達となるなど、法人の所在地及び当該法人の代表役員の住所地における実在が明らかでないことが判明し、所轄庁の保有するその他の情報（電話番号等）を活用してもなお連絡ができなかったとき
 - ② 事務所備付け書類の提出を怠ったことを理由として、過料事件通知書の送付の対象となった宗教法人から、翌年も連続して、所轄庁の督促にもかかわらず事務所備付け書類が提出されなかったとき（ただし、当該法人から、事務所備付け書類を提出しないことに関する明確な理由・意思の表示があった場合は、不活動宗教法人と判断するのではなく、事務所備付け書類の提出を怠ったものとして過料の手続きを行い、それ以後の年度についても、継続して書類の提出を促す。）
 - ③ 宗教法人から提出された事務所備付け書類の確認、申請された規則の変更等の認証の過程において、「宗教法人からの書類の写しの提出に関する留意事項について」（平成10年3月3日付け10文宗第12号）又は「宗教法人法に係る都道府県の法定受託事務に係る処理基準について」（平成16年2月19日付け15庁文第340号）に基づき、事実関係を調査すべき事情があり、調査の結果、当該宗教法人に宗教法人法第81条第1項第2号後段から第4号までに掲げる事由（以下「不活動による解散命令事由」という。）のいずれかに該当するおそれがあると認められるとき
 - ④ 所轄庁において収集した宗教法人に関連する情報資料により、又は捜査機関及び税務当局その他の関係機関からの情報提供等により、当該宗教法人に不活動による解散命令事由のいずれかに該当するおそれがあると認められるとき
 - ⑤ 宗教法人から、宗教活動を停止する若しくは終了する旨の申出、境内建物が滅失し再建の予定がない旨の申出、又は代表役員が死亡若しくは退任したことにより不在となり代務者又は後任者を置く予定がない旨の申出等があった場合において、当該法人が自ら合併・解散等を通じて法人を整理することが困難と認められるとき
2. 上記に基づき、不活動宗教法人と判断したものについては、速やかに当該法人について、不活動による解散命令事由のいずれかに該当するかについて、事実関係を確認し、同事由

のいずれかに該当すると認められる場合には、当該法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所に解散命令の請求を行うこと。その際、事実関係の確認の過程において、当該法人が活動している事実や、その連絡先が確認できたものは、不活動宗教法人と判断することなく、当該法人から事務所備付け書類が提出されない場合は、提出の督促や過料の手続を実施すること。

この手順の詳細については、文化庁宗務課において別途示す手引きを参照すること。

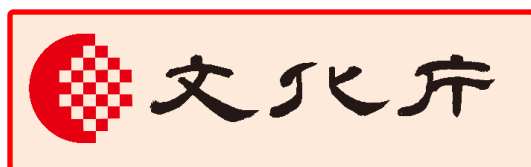
宗教法人として設立されながら、宗教活動を停止している不活動宗教法人について、これを放置した場合、第三者により法人格が不正に取得され、脱税やマネー・ローンダリング等の違法行為に悪用される等の問題につながるおそれがあることから、所轄庁として不活動宗教法人の実態を把握し、速やかに整理を進めるとともに、それぞれの実情・状況に応じた対策を早急に講じていく必要がある。

不活動宗教法人対策推進事業（令和5年度～）

【目 的】 都道府県（所轄庁）等が実施する不活動宗教法人対策のために必要な経費（会計年度任用職員の雇用経費、現地調査の旅費、解散命令申立てに係る経費等）を支援することで、不活動宗教法人の整理・対策の加速化を図る。

【補 助 率】 原則、補助対象経費の65%

【支 援 内 容】 ①不活動宗教法人に関する実態調査
②不活動宗教法人対策のための方策策定
③対策実施（活動再開、吸収合併、任意解散、解散命令請求等の実施）
④不活動宗教法人対策に関する情報発信・広報 等



補助金交付



都道府県

実績報告



「宗教法人格の不正利用対策に係る検討会議」開催要項

令和 8 年 4 月 1 日
文化庁次長決定
令和 8 年 7 月 28 日
文化庁次長改定

1. 趣旨・目的

文化庁においては、これまで、いわゆる不活動宗教法人について、各都道府県と連携して整理・対策の加速化を進めてきたところであるが、近年、不活動状態か否かに関わらず、宗教活動を目的としない第三者が、金銭等の利益を与えることにより宗教法人の代表役員の地位等を得る行為（宗教法人の売買に類似した行為）を通じて宗教法人格を不正に取得し、脱税やマネー・ローンダリング等の違法行為に悪用する等のおそれがあることが指摘されている。

宗教法人制度は、憲法の規定する信教の自由を保障するため、各宗教法人の自主的・自律的運営に委ねることを基本とし、必要最小限の規正とする仕組みとなっているが、引き続き、同制度が社会からの信頼を得るためにも、宗教法人の法人格が不正に取得され、脱税やマネー・ローンダリング等の違法行為に悪用されることがないように、法人格の不正利用に関する対策の策定等に向けた検討を行うことを目的として、「宗教法人格の不正利用対策に係る検討会議」（以下「検討会議」という。）を開催する。

2. 検討事項

- （１）法人格の不正利用の実態把握に関する事項
- （２）法人格の不正利用の対策に関する事項
- （３）法人格の不正利用に係る効果的な普及啓発活動に関する事項
- （４）その他必要な事項

3. 実施方法

- （１）検討会議は、文化庁次長が開催・主催する。
- （２）検討会議の構成員は、別紙のとおりとする。ただし、必要に応じて、別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者の意見等を聴くことができるものとする。
- （３）検討会議は、非公開で開催し、会議の議事は、議事要旨で公開する。

4. 実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

5. その他

- (1) 検討会議の庶務は、文化庁宗務課において処理する。
- (2) 本要項に定めるもののほか、検討会議の運営に際し必要な事項がある場合には、文化庁次長が別に定める。

「宗教法人格の不正利用対策に係る検討会議」委員名簿

令和 8 年 7 月 2 8 日現在

小林	万里子	文化庁次長
梶山	正司	文化庁審議官
前田	幸宣	文化庁宗務課長
坂本	隆哉	北海道総務部長
國分	守	福島県総務部長
井上	直	東京都生活文化局都民生活部長
宮澤	健太郎	新潟県総務部長
金山	敏和	愛知県県民文化局長
嶋津	誉子	京都府文化生活部長
松阪	博文	大阪府府民文化部長
兼田	みゆき	広島県環境県民局長
稲垣	英明	福岡県総務部長
日谷	照應	前公益財団法人日本宗教連盟理事長、 前公益財団法人全日本仏教会理事長
穴野	史生	公益財団法人日本宗教連盟理事、教派神道連合会理事長
本山	一博	公益財団法人日本宗教連盟監事、 公益財団法人新日本宗教団体連合会常務理事
佐藤	拓磨	慶應義塾大学法学部教授
村上	興匡	大正大学名誉教授
西出	勇志	一般社団法人共同通信社編集委員

(関係行政機関)

奥	愛	財務省国際局調査課資金移転対策室長
田中	普	法務省民事局商事課長
菅沼	哲矢	国税庁法人課税課長
中野	崇嗣	警察庁組織犯罪対策第一課犯罪収益対策室長